

社会福祉法人 光友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光友会（以下「法人」という）定款第9条および第23条1項の規定に基づき、役員（理事長、総合施設長、理事および監事）、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支払)

第2条 役員等には、勤務形態に応じた報酬を支給することとし、賞与および退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とし、各年度の報酬総額について理事は500,000円、監事は500,000円を超えない範囲とする。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、実費（交通費、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表 1 (役員等の報酬)

	日額
評議員	10,000 円
理事長	15,000 円
その他の理事	10,000 円
監事	15,000 円
評議員選任・解任委員	10,000 円